

大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育環境要保全区域においてマンションの建設に関し、事前の届出制度を整備することにより、マンションの建設による児童の急増に適切に対処し、もって本市の良好な子育て及び教育に係る環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 教育環境要保全区域 大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）別表第1項の通学区域のうち、マンションの建設により児童が急増したとしたならば、小学校の校舎又は児童クラブの施設の適正な規模の確保が困難になると見込まれるものをいう。
- (3) 土地取引等 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権若しくはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を行う契約又は土地の利用の方法を変更するための事実行為をいう。

(教育環境要保全区域の指定及び公表)

第3条 市長は、毎年度、教育委員会と協議の上、通学区域ごとの児童数の推移等を勘案し、教育環境要保全区域を指定し、これを公表するものとする。

(マンションの建設のための土地取引等の届出)

第4条 教育環境要保全区域において計画戸数が100戸以上（単身者用の住戸の戸数を除く。）であるマンションを建設するために土地取引等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、別記様式による届出書を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、当該マンションの建設予定地の位置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 前条の届出を行った者（以下「届出者」という。）は、当該届出の内容を変更し、又は当該届出に係る土地取引等を行うことを中止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(届出に基づく協議等)

第6条 市長は、届出者に対し、当該届出の内容を基に、必要に応じて協議又は協力を求めるものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、届出者に対し、教育環境要保全区域に所在する小学校及び児童クラブに関する児童数等の必要な情報を提供するものとする。

(市長の協力等)

第8条 市長は、届出者から教育環境保全のために必要と認める事項に関して協議又は協力の求めがあったときは、これに適切に応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、同日以後にマンションの建設のために行われる土地取引等について適用する。

別記様式（第4条関係）

土地取引等に係る届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

〔 担当者 氏 名
電話番号

〕

大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

マンションの 計画所在地	大津市				
計画戸数	戸	駐車台数	台		
予定入居時期					
住居タイプ	40㎡未満	40㎡超 60㎡以下	60㎡超 80㎡以下	80㎡超 100㎡以下	100㎡超

※ マンションの計画所在地が分かる位置図（縮尺1/2500程度）を添付すること。